

白山火山防災協議会規約（案）

（目的）

第1条 白山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、白山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、石川県、岐阜県、白山市及び白川村が共同で設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

（1）白山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項

（2）噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、石川県、白山市、岐阜県、白川村及び関係機関相互間の連絡調整に関する事項

（3）石川県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（4）白山市及び白川村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（5）前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事項を行うため、別表1の第7号に定める構成員が、協議会に対して意見を行った場合、その意見は技術的助言として、協議会が行う火山防災に関する検討のため活用するものとする。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者で構成する。

2 協議会に、会長及び副会長を置く。

3 会長は白山市長とし、副会長は白川村長とする。

4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第1項に定める構成員に対して、会長から委嘱状を交付する。ただし、別表1の第7号に定める構成員以外に対しては、委嘱状の交付を省略することとする。委嘱の期間は、委嘱を行った日から2年間とする。ただし、双方のどちらかの申出が無いときはさらに2年間継続し、以後も同様とする。

(三県コアグループ)

第4条 協議会の行う所掌事項の内容に関する技術的な検討のため、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等による白山火山防災協議会・三県コアグループ（以下「三県コア」という。）を設置する。

- 2 三県コアは別表第2の「三県コア」の項に該当する者で構成する。
- 3 三県コアには幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は石川県危機対策課長とし、副幹事長は岐阜県防災課山岳遭難・火山対策室長とする。
- 5 幹事長は三県コアを代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐して三県コアの業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(石川県・岐阜県コアグループ)

第5条 三県コアの中に、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等による石川県コアグループ（以下「石川県コア」という。）及び岐阜県コアグループ（以下「岐阜県コア」という。）を設置する。

- 2 石川県コア及び岐阜県コアは別表第2の石川県コア・岐阜県コアの項に該当する者で構成する。
- 3 石川県コア及び岐阜県コアには幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 石川県コアの幹事長は、石川県危機対策課長、副幹事長は白山市危機管理課長とし、岐阜県コアの幹事長は、岐阜県防災課山岳遭難・火山対策室長、副幹事長は岐阜県飛騨県事務所振興防災課長及び白川村総務課長とする。
- 5 幹事長はそれぞれのコアグループを代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は幹事長を補佐してコアグループの業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序でその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が、コアグループはそれぞれの幹事長が招集し、その議事を進行する。

- 2 会長及び幹事長は、会議を開催せずに協議を求めると認めるときは、書面による協議をもって、会議の開催に代えることができる。
- 3 構成員は、協議会及びコアグループに出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(オブザーバー等)

第7条 会長及び各幹事長は、必要と認めるときは、構成員及び構成員以外の者に協議会及びコアグループに出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、石川県危機対策課、岐阜県防災課、白山市危機管理課、白川村総務課が共同で行う。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会及びコアグループの運営に関し必要な事項は、それぞれ会長及び各幹事長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

この規約は、平成25年11月26日から施行する。

この規約は、平成27年6月29日から施行する。

この規約は、平成28年6月30日から施行する。

この規約は、平成30年2月28日から施行する。

この規約は、令和2年2月21日から施行する。

この規約は、令和3年2月26日から施行する。

この規約は、令和4年3月29日から施行する。

この規約は、令和5年2月16日から施行する。